

指定介護予防訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防訪問介護相当サービス事業)
事業運営規程「訪問介護満寿園」

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あしぎぬ福祉会が開設する訪問介護満寿園（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営管理に関する事項等を定め、要支援状態にある利用者に対して訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護満寿園（以下「事業所」という。）
- (2) 所在地 京都府京丹後市弥栄町溝谷 39 番地の 6

(基本方針)

第3条 その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざす。

(運営の方針)

第4条 事業の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の訪問介護職員等は、要支援者ができる限り要介護状態とならないで、その有する能力を最大限活用することにより、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター及び介護予防支援事業者、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の業務との兼務をしても差し支えないものとする。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名以上（常勤兼務 2名以上）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問介護の利用申し込みにかかる調整、介護予防訪問介護計画の作成し、サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等と連携する。訪問介護職員等の業務の実施状況を把握し、研修、技術指導等を行う。
- (3) 訪問介護職員等 常勤換算 2.5名以上
訪問介護職員等は、指定介護予防訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 受付時間は、午前9時から午後6時までとする。
サービス提供時間は、24時間対応とする。

(介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、費用の額に変更があった場合は変更した額をお支払いいただきます。当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担の割合(介護保険負担割合証に記載されています。)の額とします。

- (1) 身体介護
入浴、排泄、食事の介護、その他必要な身体の介護
- (2) 生活援助
掃除、調理、洗濯、買い物等の家事
- (3) 生活等に関する相談及び助言その他の要支援者等に必要な日常生活上の世話

2 次に挙げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。

通常の事業実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問介護サービスを行う場合の
交通費 ※ 往復：豊岡市 1,500円 与謝野町 680円 宮津市 820円 伊根 1,130円 但東町 1,330円

3 その他、利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

4 費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の署名(記名捺印)を受ける。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、京丹後市(久美浜町除く)とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護職員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告することとする。

(衛生管理)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 成年後見制度の利用支援を行う。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第13条 本事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あしぎぬ福社会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則
この規程は、平成18年10月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成20年10月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成21年 5月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

附 則
この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。